

ヒアリング参考資料

2022年10月25日
資源エネルギー庁

ご議論頂きたい主要論点（例）①

事業実施段階	検討項目	個別論点
土地開発前	立地状況等に応じた 手続強化	○森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等における再エネ発電設備の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とすることなどを含め、どのような認定手続きの強化が有効か ○その際、促進区域への立地を誘導するため、温対法とどの様に連携していくか
土地開発後～ 運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・ 早期解消措置の新設	○関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP 交付金）の交付を留保する措置などを含め、違反の未然防止や違反状況の早期改善を促す措置としてどのような措置が有効か ○措置発動要件である関係法令「違反」状況の把握や、迅速な措置の発動に向けて、どのように実効性をもたせるのか
運転中～ 適正廃棄	太陽電池出力増加時の 現行ルール見直し	○太陽電池の更新・増設時の現行ルールについて、国民負担増大を抑止しながらパネルの更新・増設を促す見直しをどのように行うか ○解体等積立金についてどのように取り扱うか ○関係法令遵守状況の再確認を含む適用要件をどのように設定するか

ご議論頂きたい主要論点（例）②

事業実施段階	検討項目	個別論点
適正処理	大量廃棄に向けた計画的対応	○使用済太陽光パネル発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう、再エネ特措法の観点から、制度間の連携強化の手段として何が考えられるか ※本年7月から再エネ特措法上、廃棄等費用積立制度が開始済み。
	地域とのコミュニケーション要件化	○一定規模以上の発電設備の場合にはあらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど、地域の理解に向けた制度的措置についてどのように考えるか ○地域とのコミュニケーションを促進する中で自治体の役割はどう位置づけられるべきか ○環境影響評価法に基づく手続や温対法の促進区域制度における地域合意形成スキームとどのように連携を図るか
横断的事項	事業譲渡の際の 手続強化	○事業譲渡の際に必要な変更認定申請において、地域への周知の義務化などの手続の強化等をどのように考えるか ○その際、地域との対話・説明の方法やタイミングをどのように考えるべきか
	認定事業者の責任 明確化	○適切な事業実施を担保するために、再エネ発電事業の委託・再委託の際の認定事業者の責任をどのように明確化するか
	関係法令遵守の徹底	○非FIT・非FIPの発電事業者や所在不明事業者も含めて、再エネ発電事業者に対する適正な事業規律をどのように徹底するか

※なお、「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」提言における速やかに対応すべき事項については、上表に記載がないものも含め、適時、本WGでも報告する。

～2023春

～2025

2030年

2050年

【次世代ネットワークの構築】

- 北海道等の再エネポテンシャルを活用するための**北海道～本州間の海底直流送電の整備**（200万kW新設）
- **東西の更なる連系**に向けた50/60Hz変換設備の増強（210→300万kW（2027年度））
- 2022年度中に策定予定の**マスタープランに基づく系統整備**（約3.8～4.8兆円：中間整理試算）
- 系統投資に必要な**資金（数兆円規模）の調達環境の整備**

【調整力の確保】

- **定置用蓄電池の導入加速**
 - 低コスト化、DRでの活用、接続ルールの整備等
- **長期脱炭素電源オークション**
 - 蓄電池、揚水、水素等の脱炭素電源に対する投資を促す仕組みの早期具体化
- **水素・アンモニアの活用**
 - 国際水素サプライチェーンの構築
 - 余剰再エネ等を活用した水電解装置による国産水素の製造

①再エネ大量導入
に向けた系統整備/
調整力の確保

【イノベーションの加速】

- **国産 次世代型太陽電池**（ペロブスカイト／屋根や壁面などの有効活用）
 - 実証（2023～）→社会実装（2025～）→早期に大規模活用
- **洋上風力**
 - 浮体式大規模実証（2023～）、セントラル方式導入による案件組成（2025～）

太陽光
2030年:104-118GW

洋上風力案件組成
2030年:10GW
2040年:30-45GW

②国産再エネの 最大限の導入

2030年36～38%実現
（2021年10月閣議決定）

【国産再エネの最大限導入】

- **事業規律の強化**に向けた制度的措置の強化
- 国民負担軽減も見据え、**入札制度の活用・新制度（FIP）の導入**（2022年～）
（FIT/FIP制度に基づく2022年度再エネ買取見込額：4.2兆円）
- **地域と共生した再エネの導入拡大**
 - 公共部門の率先実行：設置可能な建築物等の約50%の導入（6.0GW）
 - 改正温対法に基づく促進区域制度等を通じた地域共生型再エネの推進（8.2GW）
- **既設再エネ（太陽光約60GW）の最大活用**：増出力・長期運転に向けた追加投資の促進

地域と長期に共生する再エネ導入

- カーボンニュートラル及び再エネ比率36～38%の実現に向けて、適正な事業規律の徹底を前提とした再エネの大量導入を行っていくことにより、地域と長期に共生する再エネ導入を推進する。

＜地域と長期に共生する再エネ導入の実現＞

